

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年1月6日
事業者の氏名又は名称	株式会社レイ・エクスプレス(法人番号2500001022065)(代表者 中村皓紀)
事業者の所在地	愛媛県宇和島市津島町下畑地甲1591番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県宇和島市津島町下畑地甲1590番地1、1591番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和6年6月20日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転並びに休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間及び休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(5)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(7)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年1月21日
事業者の氏名又は名称	高窯運輸株式会社(法人番号5490001005762)(代表者 尾碕哲夫)
事業者の所在地	高知県須崎市押岡123
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県須崎市押岡字草川内1629番地6
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条4項
違反行為の概要	<p>令和6年6月12日及び同年7月3日、9月9日、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)</p> <p>(2) 運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(6)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(7)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年1月27日
事業者の氏名又は名称	中讃陸運株式会社(法人番号2470001009099)(代表者 十川貴行)
事業者の所在地	香川県坂出市府中町5767-6
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県坂出市府中町5767-6
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第1項第2号、第17条第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和6年11月8日及び同年12月26日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(安全規則第3条の3)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(7)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。